

会員の公募増資等の引受けに係る行動規範 (平25. 3. 21決議)

本協会および会員は、今般の一連の公募増資を巡るインサイダー取引問題を厳粛に受け止め、法人関係情報の管理の徹底をはじめとする様々な取組みを進めている。

我が国の金融資本市場に対する信頼性の向上と、国内外の利用者にとって魅力ある利便性の高い金融資本市場の実現に向けて、会員は、何よりもまず法令や自主規制規則の遵守を徹底していかなければならない。

その上で、会員は、より高度な自己規律を保持しつつ、良質な金融サービスの提供を通じて、我が国経済の成長と金融資本市場の適正な発展に向けた不断の努力を重ねていく必要がある。

このような基本観の下、会員は、公募増資等の引受けおよびそれに向けた提案や協議を行うにあたり、以下の点を強く認識したうえで行動することを改めて確認する。

1. 直接金融の担い手という社会的使命を踏まえ、発行会社の財務状況や、経済状況・市場動向等を十二分に勘案し、最適な資金調達手法や時期を考慮すること。
2. 既存株主の権利が著しく損なわれることがないかを含め、当該公募増資等が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否かの観点に留意すること。
3. 発行会社が想定する公募増資後の成長戦略について、市場に受け入れられるか否かの観点から確認し、市場の理解を得るために十分かつわかりやすい開示を行うよう発行会社に要請すること。